



2026年9月11日

各 位

会 社 名 株式会社 JPMC

代表者名 代表取締役 社長執行役員 グループ CEO 武藤 英明
(コード：3276 東証プライム)

問合せ先 取締役 常務執行役員 グループ CFO 屋宮 貴之
(TEL：03-6268-5225)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、2026年11月中旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年9月28日（月）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 2026年9月28日（月）
- (2) 公告日 : 2026年9月11日（金）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）
<https://www.jpnc.jp/ir/soapn/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2026年8月3日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社Amsterdam1（以下「Amsterdam1」といいます。）及び株式会社Amsterdam2（以下「Amsterdam2」といい、Amsterdam1及びAmsterdam2を総称して「公開買付者ら」といいます。）は、公開買付者らが同月4日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、本公開買付けにより、当社株式の全て（ただし、当社の取締役に付与された当社の譲渡制限付株式のうち本公開買付けの公表日時点において譲渡制限が解除されていないもの及び従業員に付与された当社の譲渡制限付株式のうち本公開買付けの公表日時点において譲渡制限が解除されていないものを含み、株式会社ムトウエンタープライズ2（以下「本不応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立

後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者ら及び本不応募合意株主のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

公開買付者らは、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2026年11月中旬を目途に開催することを当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。なお、公開買付者ら及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において、上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本要請に基づき本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、上記「1. 本臨時株主総会に係る基準日等について」に記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上